

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

| | | |
|------------------|---------------------|---|
| 処 分 名 | 診療報酬の支払い差し止め | |
| 根拠法令(例規)及び条項 | 母子保健法 20 条第 7 項 | |
| 法令(例規)番号 | 昭和 40 年法律第 141 号 | |
| 関 係 条 項 | 児童福祉法 21 条の 3 第 2 項 | |
| 所 管 課 係 名 | 健康推進課健康推進係 | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | <p>指定療養機関の管理者が、正当な理由なく、児童福祉法 21 条の 4 第 1 項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、市長は、該当指定療育機関に対する診療報酬の支払いを一時差し止めることができる。</p> |
| | 処分基準の未設定理由 | <p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | <p>弁明又は省略</p> | |

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

| | | |
|------------------|--------------------|---|
| 処 分 名 | 費用の徴収 | |
| 根拠法令(例規)及び条項 | 母子保健法 21 の 4 第 1 項 | |
| 法令(例規)番号 | 昭和 40 年法律第 141 号 | |
| 関 係 条 項 | 同法 20 条 | |
| 所 管 課 係 名 | 健康推進課健康推進係 | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | <p>市が養育医療の給付を行ったときは、該当養育医療を受けた者又はその養育義務者から、その負担能力に応じ、該当措置に要した費用の全部または一部を徴収するものとする。</p> |
| | 処分基準の未設定理由 | <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p> |
| 備 考 | <p>弁明又は省略</p> | |